

24川監公第8号

平成24年10月10日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員	松川欣起
同	奥宮京子
同	東正則
同	石川建二

監査の種別 定期監査（工事監査）

監査の対象 港湾局

上下水道局

監査の範囲 平成23年度に契約した工事並びに繰越及び債務負担行為に係る工事で、同年度末までに完了したもの（工事関連の業務委託を含む。）

監査の期間 平成24年 4月 2日から

平成24年10月 1日まで

監査の結果

今回の監査は、監査の範囲に示した工事及び工事関連の業務委託403件のうちから、次表のとおり工事55件及び業務委託5件の合計60件を抽出した。（抽出工事等の詳細については別表参照）

監査実施工事等の抽出状況

（単位：千円）

所管別の工事等		対 象		抽 出		
		件 数	契約金額	件 数	契約金額	
港 湾 局	工 事	43	4,665,363	8	1,716,745	
	業務委託	3	19,214	1	11,340	
上下水道局	水道部	工 事	176	9,458,764	24	2,595,584
		業務委託	5	153,332	1	62,339
	下水道部	工 事	153	14,085,555	23	2,874,947
		業務委託	23	352,087	3	83,811
計	工 事	372	28,209,682	55	7,187,276	
	業務委託	31	524,633	5	157,490	
合 計		403	28,734,315	60	7,344,766	

これらが計画、設計、積算、施工等の各段階において、適切に実施されているかといった視点に加え、設計金額の積算は正確に行われているかを重点項目として、設計図書及び施工関係書類の審査並びに現場調査を行った。

その結果、各工事はおおむね適切に執行されているものと認められたが、次のとおり一部の工事において改善措置を要する事項があった。

この中には、積算基準の運用の誤りや適切な見積書によらない設計金額の算定などの重点項目に関するもの、また、現場の安全への配慮を欠いた施工なども見受けられた。

設計・監理の業務に当たる担当者においては、積算基準書、施工技術指針などを十分に理解した上で、より正確かつ適正な設計積算及び施工監理に努めるとともに、その業務を所管する組織においても、積算チェックの充実及び経験の浅い職員に対する技術指導を行うなどの方法により工事執行に関する更なる業務改善を望むものである。

1 掘削工事において適切な土留を設置して施工すべきもの

王禅寺西7丁目350mm - 75mm配水管布設替工事は、安全で安定した給水の確保を図るため、本市の施設整備10ヶ年計画に基づき老朽化した配水管を布設替えするものである。

このうち、管布設に伴う掘削工事についてみたところ、掘削深さが1.5mを超える施工箇所の一部において、矢板等による土留を設置しないまま配管作業を行っていた。

また、夜光2丁目配水管600mm・400mm及び工業用水道2号配水支管800mm・600mm布設替工事、給水管維持その2工事（単価契約）、西部下水管内管きよ緊急補修第1号工事並びに北部下水管内管きよ緊急補修第1号工事においても同様の事例がみられた。

土木工事安全施工技術指針等の規定によると、掘削する深さが1.5mを超える現場においては、掘削の深さ、土質、地下水位等を考慮し原則と

して土留を設置することとされていることから、請負業者に対し土留の設置について適切な指導を行い、安全な現場監理に努められたい。

(監査番号 1 1、1 2、2 1、5 4、5 5) (上下水道局水道部第 1 配水工事事務所、第 2 配水工事事務所、第 3 配水工事事務所、下水道部西部下水道管理事務所、北部下水道管理事務所)

2 設計内容等に関する質問書に対する的確な回答を行うべきもの

加瀬ポンプ場建設機械その 2 2 工事は、ポンプ場に一定量以上の雨水が流入した場合、その雨水を河川に排出するために設置している 4 基のポンプのうち、老朽化した 1 基を交換するものである。

このうち、入札前に入札予定者と交わす質問回答書の回答内容についてみたところ、入札予定者からの数量、期日、施工方法、現場条件等の質問に対し、発注者から具体的な回答が示されていない項目があった。

また、加瀬水処理センター耐震補強その 2 工事においても同様の事例がみられた。

質問回答書は、設計図書の一部を成すもので、その回答は入札者が積算する上で重要な情報であることから、質問事項に対する的確な回答書を作成されたい。

(監査番号 4 0、4 4) (上下水道局下水道部施設課)

3 その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち、軽易な事項であるが適切に執行すべきものがあり、その概要は次のとおりである。

(1) 機器改修工の設計において内訳を確認できる見積りを取得すべきもの

設計根拠とした見積りの一部において、設計労務単価に定めのない職種の労務費を含む工事費の内訳が確認できなかった事例

(監査番号 8) (港湾局川崎港管理センター設備課)

(2) 設計において計上した役務費の執行について確認を適切に行うべきものの

資機材の仮置場として計上した借地料について、現場の実施方法に応じた見直しの確認を書面により行っていなかった事例

(監査番号 1 2) (上下水道局水道部第 1 配水工事事務所)

(3) スクラップ材の売却益を考慮した設計とすべきもの

解体工事により発生した鉄筋の売却益相当額を減額していなかった事例

(注) スクラップ材の売却益とは、工事で発生したスクラップ材の市場売却価格相当額をいう。

(監査番号 2 4) (上下水道局水道部設計課)

(4) 設備改修工事において供用開始の手続を行うべきもの

工事引渡し前の機器の供用開始に際し、書面による部分使用の承諾を請負業者から得ていなかった事例

(監査番号 2 5) (上下水道局水道部工業用水課)

(5) 機器費の算定において適切な見積りを取得すべきもの

機器交換工事における機器類の製品単価を、メーカー代理店の見積りによらず機器設置業者から取得した見積りにより算定していた事例

(監査番号 2 9) (上下水道局水管理センター水道施設管理課)

(6) スクラップ材の売却益を間接工事費の算定から除くべきもの

工事により発生したスクラップ材の売却益を、間接工事費における率

計算の対象額として算定していた事例

(注) 間接工事費とは、一般管理費を含む共通仮設費及び現場管理費をいう。

(監査番号 4 3) (上下水道局下水道部施設課)

(7) 設計委託において適切な委託成果を受理すべきもの

提出された委託成果品の十分な内容確認が行われていないため、業務報告書の一部に不備があった事例

(監査番号 5 9) (上下水道局下水道部管路課)